

# 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例等の 一部改正（案）の概要について

## 趣旨

---

認知症は、加齢によって多くの人がなり得る病気です。

神戸市では、認知症の方やそのご家族が安全安心に暮らし続けていけるよう、認知症の早期受診を推進するための診断助成制度や、認知症の方が外出時などで事故に遭われた場合に救済する事故救済制度の創設を内容とする神戸発のモデル(以下「神戸モデル」という)を実現したいと考えています。

また、神戸モデルの実現に必要な費用を市民の皆さまに薄く広くご負担いただく仕組みを検討しています。

これらの取り組みのために必要な神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例(以下「認知症条例」という)等の一部改正について、市民の皆さまの意見を募集します。

## 改正時期

---

平成30年第2回定例会(11月議会)に議案を上程する予定です。

## 意見提出期間

---

平成30年9月21日(金)から平成30年10月22日(月)まで

<参考> 診断助成制度や事故救済制度の検討状況など、認知症の人にやさしいまちづくりの詳細な内容は、神戸市ホームページをご覧ください。

[<http://www.city.kobe.lg.jp/information/committee/health/nintisho/index.html>]



## 神戸モデルの内容

全国初の認知症対策として、(1)新たな診断助成制度と、(2)新たな事故救済制度を検討しています。また、(1)(2)ともに自己負担のない仕組みを検討しています。

### (1)新たな診断助成制度(案)(平成31年1月開始予定)

認知症に関する市民の悩みを気軽に相談できる窓口を開設し、早期受診ができるよう、新たな診断助成制度の創設を検討しています。(認知症には様々な種類があり、対応方法がそれぞれ異なるため、早期受診を推進し、症状に応じた支援に努めます。)

以下のとおり、2段階方式による診断助成制度を新たに創設します。

#### ① 認知機能検診

・地域の医療機関で、認知症の疑いが「ある」か「ない」かを診るための検診です。



#### ② 認知機能精密検査

・認知症の疑いが「ある」方に、専門の医療機関で受診いただく精密検査です。  
認知症の有無と、病名の診断を行います。

### (2)新たな事故救済制度(案)(平成31年4月開始予定)

認知症の方が事故に遭われた場合に救済する制度の創設を検討しています。

#### ① 認知症と診断(※1)されると、賠償責任保険に市が加入

・認知症と診断後、事前に登録された方の保険料を市が負担します。  
・認知症と診断された方(ご家族が監督責任を負った場合も含みます)が、事故で賠償責任を負った場合、最高2億円(予定)を支給します。

\* 自動車事故は対象外

#### ② 認知症と診断されると(※1)、事故があれば、24時間 365 日相談

・24時間 365 日対応のコールセンターを設置し、事故が起こった際、迅速に相談に応じます。

#### ③ 認知症と診断(※1)されると、所在が分からなくなったら、かけつけます

・事故を未然に防止するため、日常生活を見守り、非常時のかけつけ(搜索)サービスを含むGPS(衛星利用測位システム)の導入費用を負担します。

\* 月額利用料金は別途発生します。

④事故にあわれた市民に見舞金を支給

・認知症の人が起こした火災や傷害などの事故に遭われた方に対し、見舞金（給付金）を支給します。

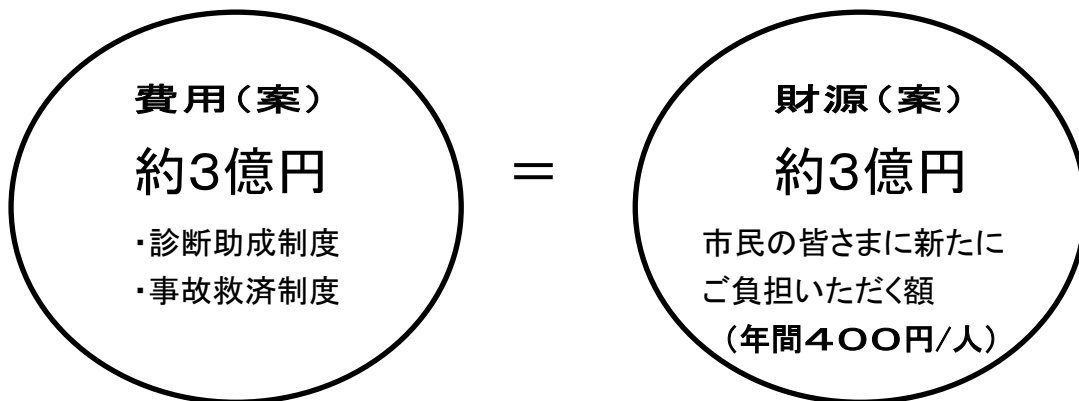
(案) 外出中の事故などで死亡された場合	最高3千万円(予定)
入院された場合	最高10万円(予定)
持ち物が壊れた場合	最高10万円(予定)
火事の場合	最高40万円(予定) など

\* 自動車事故は対象外

※100(1)の新たな診断助成制度による診断のこと(例外措置も検討中)

(3)神戸モデルの費用と財源

神戸モデルの実現に必要な費用を市民の皆さまに薄く広くご負担いただく仕組みを検討しています。神戸モデルがスタートする平成31年度から、市民税均等割(現行3500円)に1人あたり年間400円(案)を上乗せすることを検討しています。



\* (3カ年<平成31年度~33年度>の年平均)

(4)その他の取り組み(診断後の支援)

認知症と診断された方には、医療相談窓口の開設や見守りヘルパーの派遣など診断後も切れ目のない継続的な支援を検討していきます。

<認知症に関する統計>

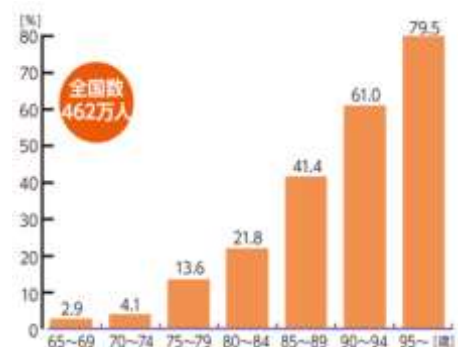
国では、65歳以上の方の15%が認知症、またこの方々とは別に13%の方が認知症の疑いがあると推計しています。

今後とも増えていくことが見込まれており、加齢によって多くの方がなり得ます。

認知症高齢者(神戸市での推計値) 認知症高齢者割合(全国)

	H30.3
高齢者人口	42万人
認知症高齢者数	6.3万人
MCI (軽度認知障害)	5.5万人

2015年厚労省調べより算出



2013年厚生労働省研究班推計より

## 条例改正内容

### (1) 認知症条例

①事故救済制度に関する第8条第1項の規定に、新たに以下の内容を盛り込む。

(ア) 給付金の支給に加え、賠償責任保険制度や、かけつけ(搜索)サービス等を併せて実施するための規定を設ける。

(イ) 認知症診断の運用基準に関する規定を設ける。

(参考: 現行の第8条第1項)

市は、認知症の人及びその家族が安心して暮らすことができるようにするため、認知症と診断された者による事故について、別に条例で定めるところにより、第11条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の判定に基づき給付金を支給するものとする。

②財政上の措置に関する第13条の規定に、新たに以下の内容を盛り込む。

(ア) 個人市民税の均等割(※2)の額を平成31年度から3年間1人あたり年間400円上乗せするための規定を設ける。

(イ) 上乗せ額を基金に積み立てるための規定を設ける。

(参考: 現行の第13条)

市は、この条例の目的を達成するため、財源を含む必要な財政上の措置を講ずるものとする。

※2・個人市民税は、所得の額にかかわらず一定の額がかかる均等割と、前年の所得に応じてかかる所得割で出来ています。現在の市民税均等割額は3,500円です。

### (2) 神戸市市民福祉振興等基金条例(以下「基金条例」という。)

①第1条に規定する基金の設置目的に、認知症条例に基づく事業を推進することを加えるための新たな規定を設ける。

(参考: 現行の第1)

次に掲げる目的を達成するため、神戸市市民福祉振興等基金(以下「基金」という。)を設置する。

(1) 神戸市民の福祉をまもる条例(昭和52年1月条例第62号)第53条に規定する市民福祉の向上を目的とする事業を推進すること。

(2) 経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てること。

②条例第2条に規定する基金に積み立てる額に、認知症条例第13条に規定する上乗せ額を加えるための新たな規定を設ける。

(参考:現行の第2条)

基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 市民若しくは事業者が基金への積立てを指定し、又は市長が基金への積立てを適当であると認める寄附金額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額。ただし、第6条第3項の規定により積み立てる場合に限る。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、予算で定める額